遠野市災害廃棄物処理マニュアル

（遠野市災害廃棄物処理計画）

第１版

遠野市環境整備部環境課

改訂履歴

版数	発行日	変更内容
第 1 版	令和 2 年 3 月 25 日	初版

〔目次〕

Ⅰ　マニュアル策定の目的と位置付け 3
1　マニュアル策定の目的 3
2　マニュアルの位置付け 3
3　マニュアルの見直し 4
Ⅱ　基本的な事項 5
1　対象とする災害と廃棄物推計量 5
2　対象とする災害廃棄物 6
3　災害廃棄物の処理主体 7
4　一般廃棄物処理施設の現況 7
Ⅲ　組織及び協力体制 9
1　組織体制と業務概要 9
2　関係系機関、団体等との連携 11
Ⅳ　発災時における廃棄物処理対応の流れ 13
Ⅴ　災害廃棄物対策 15
1　災害予防 15
2　初動段階（当日～数日） 15
3　応急段階（数日～数週間後） 20
4　復旧段階（数週間～数か月後） 23
Ⅵ　その他 24
1　職員への教育訓練（平常時に実施） 24
2　国庫補助金の活用 24
資料編 25

Ⅰ　マニュアル策定の目的と位置付け

1　マニュアル策定の目的

本マニュアルは、頻繁に起こり得る災害から大規模な災害まで災害廃棄物処理の具体的な対応などを定め、平時から備えることにより、発災時には通常の一般廃棄物の処理を継続的に実施しつつ、併せて災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を行い、もって被災地域における公衆衛生の確保、生活環境の保全及び復旧・復興に資するものである。

2　マニュアルの位置付け

本マニュアルは、災害廃棄物対策指針（平成 30 年３月改定）、岩手県災害廃棄物対応方針（平成 28 年３月策定）を踏まえ、遠野市地域防災計画、遠野市業務継続計画（BCP）（令和元年８月策定）及び遠野市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（平成 28 年２月策定）を補完し、国が示す市区町村災害廃棄物処理計画に当たるものとして定めるものである。

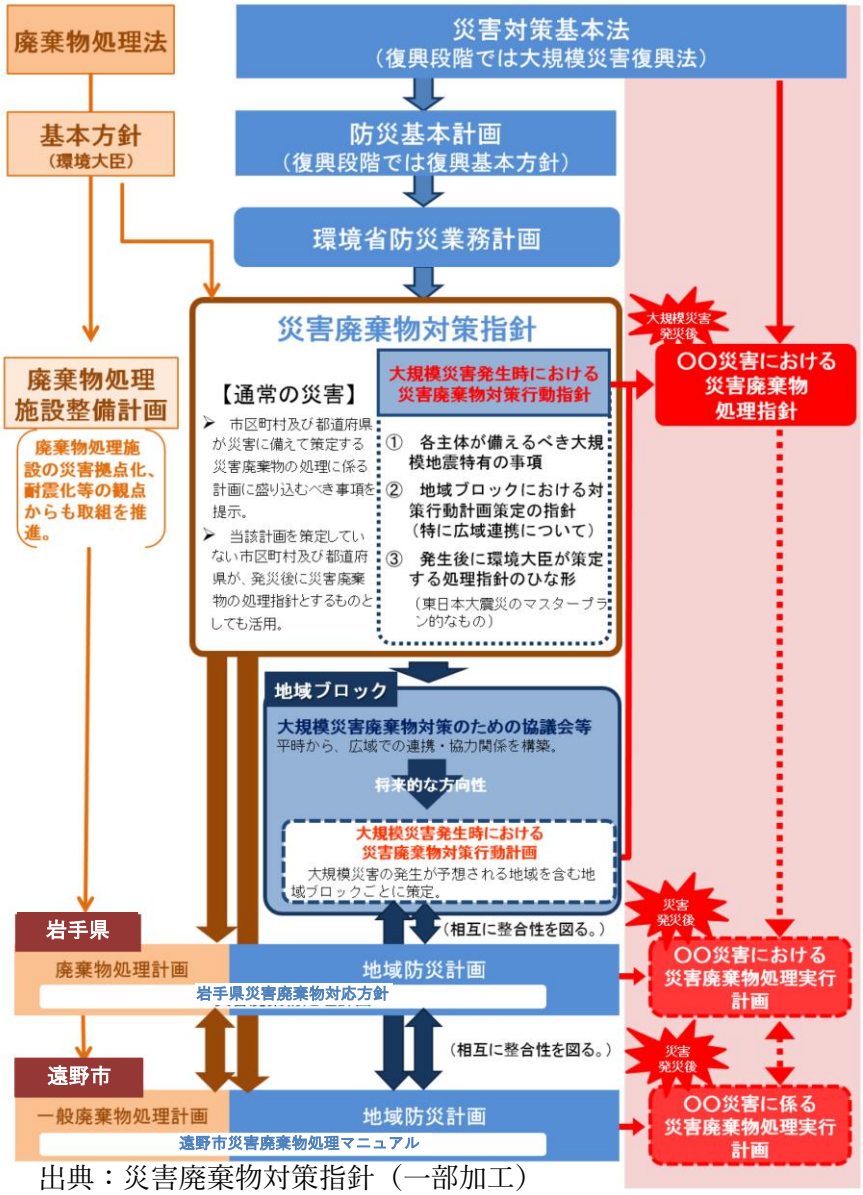

出典：災害廃棄物対策指針（一部加工）

3　マニュアルの見直し

本マニュアルは、処理対応方針の修正、関連計画、国指針等の改定などに併せて適宜必要な見直しを行うものとする。

【主な関連指針等】

・災害廃棄物対策指針（平成 30 年 3 月改定環境省）
・大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針（平成 27 年 11 月環境省）
・岩手県災害廃棄物対応方針（平成 28 年 3 月岩手県）
・遠野市地域防災計画
・遠野市災害対策本部条例及び遠野市災害対策本部規程
・遠野市業務継続計画（BCP）

Ⅱ　基本的な事項

1　対象とする災害と廃棄物推計量

(1) 対象とする災害

本マニュアルで対象とする災害は、地震災害（これに伴い発生する火災、爆発等を含む。）、水害（大雨、台風、多量の降雨により生ずる洪水、浸水、冠水、土石流、山崩れ、崖崩れ等）及びその他自然災害とする。

過去に発生した災害記録、遠野市地域防災計画（本編第１章第６節　災害の発生傾向）における今後予想される災害、遠野市業務継続計画（BCP）における想定災害を勘案し、「当地域において高頻度で発生する災害」と「予測される大規模災害」の２ケースを当マニュアルにおける想定災害とする。

また、近年の全国的な災害発生状況をみると、過去の災害を大きく超える規模のものが発生していることから、当市における大規模災害の想定については、地震被害の場合は東日本大震災以上を、水害の場合は平成 28 年台風 10 号の被害以上を想定する。

■想定災害１（当地域において高頻度で発生する災害：水害）

項目	被害予想
災害	大型台風による洪水被害
住家	住家被害が全半壊５棟、床上浸水 35 棟、床下浸水 270 棟程度発生する。

〔※〕遠野市土砂・浸水ハザードマップ（遠野町版）の浸水想定区域を被害想定として設定

■想定災害２（予測される大規模災害：地震）

項目	被害予想
災害	地震（震度６弱）
住家	住家の一部損壊や半壊が 1,000 戸程度発生する。

〔※〕遠野市業務継続計画（BCP）の想定被害

(2) 災害廃棄物の発生量推計

本マニュアルにおいて処理フローを定めるに当たり、想定災害における被害棟数等をもとに災害廃棄物の発生量を次のとおり推計する。

種類	発生量（t）	
	想定災害１（水害）	想定災害２（地震）
可燃物	186	2,560
不燃物	186	8,960
コンクリートがら	537	18,560
金属類	68	960
柱角材	56	960
計	1,033	32,000

2　対象とする災害廃棄物

本マニュアルにおいて対象とする災害廃棄物は、災害廃棄物対策指針及び岩手県災害廃棄物対応方針を参考に次の種類とする。

■地震、水害等の災害によって生じる廃棄物

種類	内容
木くず	柱、梁、壁材、水害などによる流木など
コンクリートがら等	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなど
金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材など
可燃系廃棄物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した廃棄物
不燃系廃棄物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂などが混在し、概ね不燃性の廃棄物
腐敗性廃棄物	畳や被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品、飼肥料工場等から発生する原料及び製品など
廃家電	被災家屋から排出される家電４品目（テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫）その他家電類で災害により被害を受け使用できなくなったもの
廃自動車等	災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車
有害廃棄物・危険物	石綿含有廃棄物、ＰＣＢ、感染性廃棄物、化学物質、フロン類・ＣＣＡ（クロム銅砒素系木材保存剤使用廃棄物）・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物、太陽光パネル・蓄電池・消火器・ボンベなどの危険物
その他処理が困難な廃棄物	ピアノ、マットレスなどの市処理施設では処理が困難なもの（Ｘ線撮影用や非破壊検査用の放射線源を含む）、石膏ボードなど

■被災者等の生活に伴い生じる廃棄物

種類	内容
生活ごみ	家庭から排出される生活ごみ
避難所ごみ	避難所から排出されるごみ
し尿	家庭、仮設トイレ等からのくみ取りし尿

※災害等廃棄物処理事業費補助金の対象は、「災害のために発生した生活環境の保全上特に処理が必要とされる廃棄物」などとされ、生活ごみ、避難所ごみ及びし尿（仮設トイレ等からのくみ取りし尿、災害に伴って便槽流入した汚水は除く。）は対象から除外されているので注意を要する。

〔参考資料：災害関係業務事務処理マニュアル（自治体事務担当者用）（平成 26 年 6 月環境省）〕

3　災害廃棄物の処理主体

⑴ 災害廃棄物処理の一般的事項

市は、一般廃棄物の処理責任を有していることから、地域内に存在する資機材、人材、廃棄物処理施設、最終処分場を最大限活用し、極力自らの地域内及び加入している一部事務組合において災害廃棄物処理に努める。ただし、自らの廃棄物処理施設若しくは加入する一部事務組合の廃棄物処理施設が被災し、又は被害規模、組織体制等により市で処理が行えないと判断した場合には、廃棄物処理施設を有する民間事業者の協力を得るほか、県その他自治体に支援要請を行う。

⑵ 道路、河川、農地、学校等に堆積している土砂、流木の処理

原則として各管理者が復旧事業のなかで処理する。

⑶ 日常生活の支障となっている障害物の除去

居室、台所、玄関、便所等生活上欠くことのできない場所に、災害によって運ばれた土石、竹木等が運び込まれているために、日常生活に著しい支障を及ぼしている場合で、自らの資力では当該障害物を除去できないものについて、市が除去する。

⑷ 民有地の損壊家屋、土砂等の撤去及び解体

前号に掲げる場合を除き、原則として所有者が実施する。ただし、被災状況を鑑み、倒壊のおそれなど二次災害の防止、生活環境の保全、被災者の早期生活再建などを目的に、必要と認められる場合には、市が撤去又は解体を実施する場合がある。

⑸ 災害後に事業活動を再開する際に発生する廃棄物等（被災した事業所の撤去に伴う廃棄物や敷地内に流入した土砂、流木等）

原則として事業者責任で処理する。ただし、中小企業であって生活環境の保全などを目的としている場合は、市が撤去又は解体を実施する場合がある。

4　一般廃棄物処理施設の現況

当市及び当市が加入する一部事務組合の一般廃棄物処理施設の概要を次に示す。

○　ごみ焼却施設

名称	岩手中部クリーンセンター
管理主体	岩手中部広域行政組合
所在地	北上市和賀町後藤 3 地割 60 番地
処理能力	182ｔ/日(24ｈ)

○　ごみ積替施設

名称	遠野中継センター
管理主体	岩手中部広域行政組合
所在地	遠野市綾織町新里 18 地割 69 番地 2
処理能力	28ｔ/日

○　不燃・粗大・資源ごみ処理施設

名称	遠野市清養園クリーンセンター廃棄物再生利用施設
管理主体	遠野市
所在地	遠野市綾織町新里 18 地割 84 番地 6
処理能力	12ｔ/日（５ｈ）
選別の種類	鉄類、アルミ類、可燃物、不燃物

○　ストックヤード

名称	遠野市清養園クリーンセンター廃棄物再生利用施設ストックヤード
所在地	遠野市綾織町新里 18 地割 84 番地 6
面積	423 ㎡
保管対象	紙類、金属類、びん類、ペットボトル、プラスチック製容器包装

○　最終処分場

名称	遠野市清養園クリーンセンター最終処分場
管理主体	遠野市
所在地	遠野市宮守町下宮守 15 地割 178 番地 8
埋立地面積	7,150 ㎡（平成 30 年度末現在埋立容量 20,422 ㎥（覆土含む））
埋立容量	37,600 ㎥（平成 30 年度末現在残余容量 17,178 ㎥）
埋立物	焼却残渣、破砕ごみ・処理残渣

○　し尿処理施設

名称	遠野市清養園クリーンセンターし尿処理施設
所在地	遠野市綾織町下綾織 32 地割 30 番地 1
処理方式	高負荷脱窒素処理＋限外ろ過膜処理
処理能力	61kl/日（し尿 59kl/日、浄化槽汚泥 2 kl/日）

Ⅲ　組織及び協力体制

1　組織体制と業務概要

(1) 組織体制

ア　災害廃棄物処理担当の設置

市災害対策本部が設置された場合は、災害廃棄物処理に係る関係事務を執るため、環境班及び土木班に次の担当を置く。

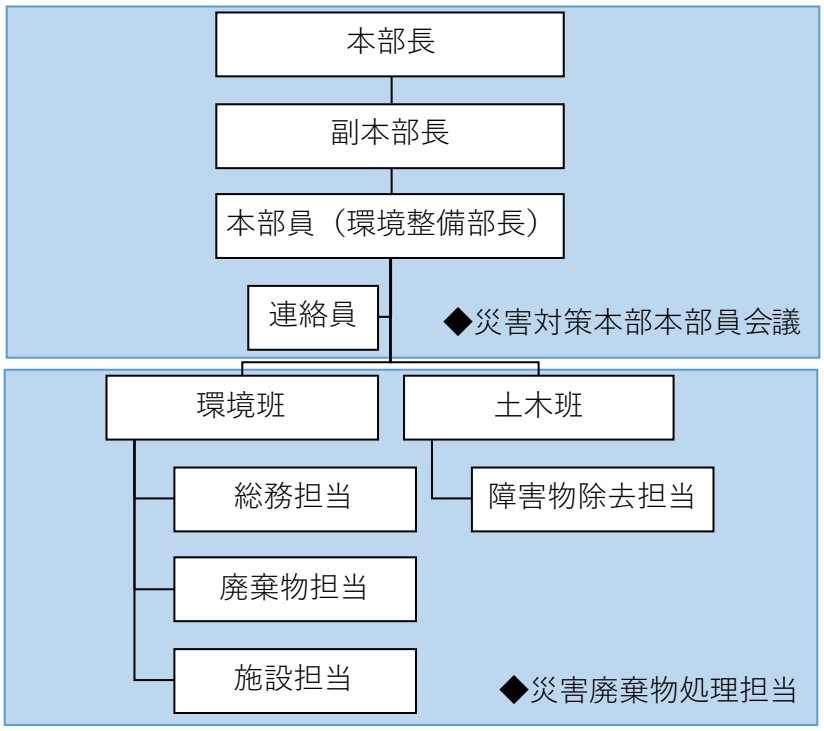

【災害対策本部環境整備部環境班及び土木班の所掌事務】

環境班	・被災地の清掃に関すること。 ・廃棄物の処理に関すること。 ・遺体の収容、処理及び埋火葬に関すること。 ・衛生施設等の被害調査に関すること。 ・流出油対策に関すること。
土木班	・道路、河川、橋梁等の被害調査及び応急対策に関すること。 ・市営住宅の被害調査及び応急対策に関すること。 ・障害物の除去に関すること。 ・交通の禁止及び制限等交通の確保に関すること。 ・応急復旧機材及び建設資材の確保に関すること。

（出典）遠野市災害対策本部規程（平成 17 年災害対策本部長訓令第 1 号）

〔※〕市地域防災計画（災害廃棄物処理関係部分抜粋）は、資料編に記載

(2) 業務概要

災害廃棄物処理担当の業務及び発災後対応時期の概要を次に示す。

班	担当		業務	災害応急対応			復旧・復興
				初動期 〔発災後数日〕	応急対応 （前半） 〔~3週間〕	応急対応 （後半） 〔~3カ月〕	〔~3年程度〕
環境班	総務担当		災害廃棄物等対策の総括、運営、進行管理				
			職員参集状況の確認と人員配置				
			廃棄物対策関連情報の集約				
			災害対策本部・庁内外関係機関との連絡調整				
			岩手中部広域行政組合との連絡調整				
			廃棄物処理の市民広報				
			市民からの相談・苦情の受付				
			国庫補助金の手続き				
			災害廃棄物処理実行計画策定と見直し				
	廃棄物担当	生活ごみ	避難所及び家庭排出のごみ収集・処理				
		し尿	仮設トイレの設置、維持管理				
			し尿の収集・処理				
		事業者指導	事業者指導				
		仮置場	仮置場の設置、運営管理				
			環境対策、モニタリング、火災対策				
	施設担当		処理施設における備蓄、点検				
			処理施設復旧、必要機材確保				
土木班	障害物除去担当		がれき等の撤去（道路啓開、家屋の解体撤去）				

〔※〕表の着色部分が各業務の対応時期を表す。

(3) 連携する災害対策本部の組織

災害廃棄物処理対策に当たり連携した対応が想定される災害対策本部の組織を次に示す。

組織	連携事項
本部総務班（総務課）	災害状況集約、職員配置、応援要請
本部情報班（政策担当、管財担当、財政担当）	被害情報収集、仮置場候補地管理、予算調整
本部広報班（ICT 担当）	ごみ排出方法等の広報
福祉班（福祉課）	ボランティア受入れ、り災者対応
医療救護班（健康長寿課）	防疫（浸水地域、仮設トイレ等）
水道班（上下水道課）	断水等に伴う仮設トイレ設置
消防防災班（消防総務課）	仮置場の消防
市民班（市民協働課）	避難所ごみ・し尿収集、避難者広報

2　関係系機関、団体等との連携

災害廃棄物処理対策に当たり連携した対応が想定される関係機関、団体等を次に示す。

(1) 関係機関

名称	主な連携事項等
岩手県資源循環推進課	広域処理調整
花巻保健福祉環境センター	広域処理調整
遠野土木センター	障害物除去、道路啓開
岩手中部広域行政組合	可燃ごみの広域処理
花巻市市民生活部生活環境課	中部圏域自治体
北上市環境部環境政策課	中部圏域自治体
西和賀町町民課	中部圏域自治体
北上地区広域行政組合	し尿処理
東北地方環境事務所	処理補助金

(2) 応援協定団体

協定の相手方	協定名
県産業資源循環協会中部支部	災害時における廃棄物の処理等に関する協定書
釜石市市民生活部環境課	一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定書
大槌町リサイクルセンター	同上
釜石大槌地区行政事務組合	同上
県建設業協会遠野支部	災害時における応急対策業務に関する協定

〔※〕協定内容（抜粋）は、資料編に記載

(3) 一般廃棄物処理業許可業者（令和２年３月現在）

名称	所在地	許可種類
㈲遠野地区清掃社	遠野市綾織町	収集運搬
㈲遠野地方運送	遠野市青笹町	収集運搬
㈲遠野環境企画	遠野市青笹町	収集運搬
丸和運送㈲	遠野市宮守町	収集運搬
松田重機工業㈱	遠野市小友町	収集運搬及び処分（木くず、がれき）
グリーンリサイクル㈱	宮城県富谷市	収集運搬（木くず）
㈱テラ	遠野市青笹町	収集運搬及び処分（木くず）
㈲及信工業	遠野市小友町	収集運搬及び処分（木くず）
㈲奥寺衛生社	遠野市松崎町	収集運搬（し尿）
㈲遠野衛生社	遠野市上組町	収集運搬（し尿）
㈱宮守衛生社	遠野市宮守町	収集運搬（し尿）

(4) 当市の産業廃棄物処理業者（処分）（令和元年９月現在）

名称	所在地	許可種類
㈲及信工業	遠野市小友町	中間（破砕）、中間（移動式破砕）
㈱テラ	遠野市青笹町	中間（移動式破砕）、中間（破砕）
遠野瀝青㈱	遠野市綾織町	中間（破砕）
㈲遠野環境企画	遠野市青笹町	中間（溶融）
松田重機工業㈱	遠野市小友町	中間（移動式破砕）、中間（破砕）
㈱竜徳工業	遠野市小友町	中間（移動式破砕）

Ⅳ　発災時における廃棄物処理対応の流れ

大規模災害における廃棄物処理対応の大まかな流れを次に示す。

災害予防（台風、豪雨等）	
全体の主な動き	災害廃棄物処理の動き
・天候状況の収集、伝達 ・災害準備項目に基づく対応	(1) 分別排出の事前周知（P15） (2) 台風等の事前対応（P15）

↓

発災（地震、台風、豪雨等）

↓

初動段階（当日～数日）	
全体の主な動き	災害廃棄物処理の動き
・災害対策本部の組織・運営 ・通信の確保 ・被害状況の収集、伝達 ・応援の受入れ ・広報活動 ・救助・救急活動 ・避難所等、被災者の生活対策（避難所開設） ・物資等の輸送、供給対策 ・公共インフラ被害の応急処置等	(1) 安全及び組織体制の確保（P15） (2) 被害情報の収集・報告（P16） (3) 一般廃棄物処理施設等の復旧（P16） (4) 災害廃棄物発生量の推計（P16） (5) 自ら行う廃棄物処理の可否検討（P16） (6) 予算の確保（P17） (7) 支援体制（P17） (8) 収集運搬の実施（P17） (9) 片付けごみ等の収集方法の検討（P19） (10) 仮置場の設置（P19） (11) 住民・ボランティアへの周知（P20）

↓

応急段階（数日～数週間後）	
全体の主な動き	災害廃棄物処理の動き
・建物、宅地等の応急危険度判定 ・ボランティア活動開始 ・被害認定調査、罹災証明の発行 その他、初動段階の継続	(1) 業務の継続的な実施体制の確保（P20） (2) 発生量・処理可能量の推計（P20） (3) 災害廃棄物処理実行計画の作成（P20） (4) 処理フロー（P21） (5) 分別・処理・再資源化（P21） (6) 仮置場の管理運営（P21） (7) 損壊家屋等の解体・撤去（P22） (8) 最終処分（P22）

↓

復旧段階（数週間～数か月後）	
全体の主な動き	災害廃棄物処理の動き
・避難所等、被災者の生活対策（避難所統廃合等） ・仮設住宅（着工） ・生活再建支援 その他、応急段階の継続	(1) 災害廃棄物処理実行計画の見直し（Ｐ23） (2) 中間処理方法の見直し（Ｐ23） (3) 災害廃棄物処理事業の進捗管理（Ｐ23）

↓

国庫補助申請手続き

Ⅴ　災害廃棄物対策

「Ⅳ　発災時における廃棄物処理対応の流れ」の各時期における対応概要を次に示す。

1　災害予防

⑴ 分別排出の事前周知

発災後に市民による災害廃棄物の分別排出が適切に行われるよう、平時から排出方法の周知を行う。

⑵ 台風等の事前対応

台風、豪雨による被災が予測される場合は、遠野市風水害タイムライン（事前防災行動計画）及び遠野市短時間タイムライン（集中豪雨事前防災行動計画）を基に、職員・委託業者との連絡体制の確認、業務実施体制の確保、管理施設の浸水等被災防止対策その他所要の対応を行う。

〔※〕各タイムラインは、資料編に記載

2　初動段階（当日～数日）

【対応の要点】

初動期から応急期前半にかけては、人命救助が最優先であり、避難所運営などの避難対策や食料、飲料水、燃料の供給など生活支援が実施される時期である一方、発災直後から発生する生活ごみ、片付けごみ、道路啓開などの災害廃棄物処理を円滑に実施するため、所要の体制整備、被害状況の確認、必要資機材の確保等を行う。

また、発災直後は災害廃棄物処理対策を含めた応急対応業務が急激に増加し、時間的及び人的制約があるなか当該業務の迅速かつ的確な執行が必要なことから、市業務継続計画を踏まえた執行体制を確保する。

⑴ 安全及び組織体制の確保

・職員は身の安全を確保し、来庁者など住民の避難誘導を行う。
・通信手段を確保する。（NTT 回線電話、ケーブル電話、携帯電話、メールなど）
・職員及びその家族の安否確認並びに参集状況確認を行う。
・担当部局の課長は、市地域防災計画に基づき職員を動員して「Ⅲ　組織及び協力体制」に定める組織体制を整える。
・職員は、動員指示がない場合であっても市地域防災計画及び市業務継続計画に定める基準により、勤務場所に参集する。
・職員又はその家族の被災、自宅家屋の被害、交通機関の断絶その他の事由により参集ができない場合は、必要な措置を講じた上で所属長（不在の場合はその職を代行する者）に状況を連絡する。
・職員は、被災現場や仮置場の現地確認に行く場合は、作業着、手袋、ヘルメット、ゴーグル、マスク、安全靴等の必要な防護具を着用する。

(2) 被害情報の収集・報告

・人命救助を優先しつつ、次の情報について優先順位をつけて収集し、順次必要な処理対策を進める。

項目	収集情報	収集先	処理対策
一般廃棄物処理施設	破損・浸水状況、電気・水道等の供給状況、稼働可否、施設運営委託業者職員の被災状況	各施設管理者	施設復旧の実施、処理可否の検討
ごみ・し尿収集体制	収集運搬車両・機材と収集委託業者職員の被災状況	各委託業者	収集運搬可否の判断
被災家屋	全壊・半壊戸数、解体撤去必要建物数	災害対策本部	災害廃棄物発生量の推計
浸水状況	浸水範囲、床上・床下浸水戸数	災害対策本部	災害廃棄物発生量とし尿汲取り処理量の推計
道路、橋梁状況	被害、通行状況	災害対策本部	仮置場の設置場所、収集運搬ルートの検討
上下水道状況	上下水道の被災状況と影響者数	災害対策本部	仮設トイレ必要基数の算定
避難箇所・避難人員	避難所設置場所、避難者数	災害対策本部	仮設トイレ必要基数の算定、避難所ごみ発生量の推計

・情報収集の際は、入手情報が断片的で不確実な場合があるため、いつ、誰からの情報か確認するよう努める。

・被災した廃棄物処理施設の写真は被災直後から可能な限り多く、様々な地点で撮影するほか、災害廃棄物・し尿・避難所ごみに係る業務の内容と写真についても記録し、今後行う災害対応の検討や実施した対策の検証、廃棄物処理施設災害復旧費補助金・災害等廃棄物処理事業補助金の交付手続きなどに活用する。

・一般廃棄物処理施設の被災状況、ごみ収集体制の確保状況、復旧見通しと講ずべき必要な対応などについて災害対策本部、加入する一部事務組合及び県資源循環推進課に報告する。

(3) 一般廃棄物処理施設等の復旧

一般廃棄物処理施設の被災状況、安全確認を実施し、補修が必要な場合は必要な機材を確保し、復旧を図る。

(4) 災害廃棄物発生量の推計

・災害廃棄物発生量、仮設トイレ必要基数等は、損壊家屋の被災状況、避難者数等を参考にして推計を行い、新たな情報に応じて随時見直しを行う。（災害廃棄物実行計画の策定、処理対策の予算要求に必要）

〔※〕災害廃棄物発生量等の推計方法は資料編に掲載

(5) 自ら行う廃棄物処理の可否検討

・確認した被害状況、災害廃棄物発生量推計、組織体制等をもとに、今後の廃棄物処理を市独自で実施することができるか総合的に検討する。

・加入する一部事務組合における廃棄物処理にあっては、当該一部事務組合の処理可能量等を

踏まえ、構成市町間協議のなかで処理可否を検討する。

(6) 予算の確保

災害廃棄物処理（収集運搬、仮置場管理、中間処理、処分など）及び廃棄物処理施設復旧を行うに当たり、災害等廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設災害復旧費補助金の制度内容（該当要件、金額の根拠、妥当性）を十分に理解した上で、予備費、補正予算、一時借入等により所要の予算を確保する。

〔参考〕災害関係業務事務処理マニュアル（自治体事務担当者用）（環境省廃棄者・リサイクル対策部廃棄物対策課）

(7) 支援体制

ア　協定締結団体等への支援要請

・被害状況、災害廃棄物発生量推計、組織体制等を踏まえ、市独自又は加入する一部事務組合で処理が行えないと判断される場合には、市災害対策本部の決定を経て、災害支援協定等を締結している県、地方公共団体、支援協定締結団体等に支援要請をする。

・被害状況、災害廃棄物発生量推計が明らかでない段階であっても、災害規模から支援要請の可能性がある場合には、実際の要請に備えて協定締結先と連絡をとり、情報（被害予測、想定される支援要請の内容等）の提供を行う。

イ　他自治体への支援

・県又は他の被災市町村から災害廃棄物の広域処理の要請があった場合、市の処理施設の稼働状況、受入れ可能量等から検討し、受入れを行う。

・職員派遣による支援を行う場合は、派遣職員の安全に配慮する。

(8) 収集運搬の実施

ア　仮設トイレの設置及びし尿の収集運搬

・上下水道が使用できなくなった場合は、影響人数から仮設トイレ設置数を推計の上、早急にレンタル事業者に連絡し、仮設トイレ（消臭剤、脱臭剤等を含む。）を確保・設置し、収集運搬を手配する。

〔※〕仮設トイレ設置数の推計方法は、資料編に記載

・仮設トイレの利用者数、家庭汲取りの人数等から、し尿収集発生量の推計を行う。

〔※〕し尿発生量の推計方法は、資料編に記載

・家庭からのし尿収集は、発災後、市業務継続計画に定める時期までに収集運搬及び処理を開始するとともに、被災により市一般廃棄物処理施設において処分ができない場合は、県、他市町村、廃棄物処理業者に支援要請を行う。

・し尿収集は、市地域防災計画に基づき、医療施設、福祉施設及び避難所を優先するとともに次により行う。

区分	し尿処理の方式
医療施設、福祉施設、避難所	ア　施設内のトイレが使用不可能の場合は、仮設トイレ又は簡易トイレを設置する。 イ　便槽等に薬剤散布し、消毒を行う。 ウ　バキュームカーにより、し尿処理を行う。
地区	ア　住宅での生活確保と地域の衛生環境を維持するため、公園等に臨時貯留場所又は共同の便槽付きの仮設トイレを設置する。 イ　便槽等に薬剤散布し、消毒を行う。 ウ　バキュームカーにより、し尿処理を行う。
一般家庭	ア　水道給水管の損壊等により水洗トイレの使用が不可能になった場合は、溜置きした風呂おけ等の水を利用する。 イ　地区内に設置された仮設トイレを利用する。 ウ　便槽等に薬剤散布し、消毒を行う。 エ　バキュームカーにより、し尿処理を行う。
事業所	ア　仮設トイレ又は簡易トイレを設置する。 イ　便槽等に薬剤散布し、消毒を行う。 ウ　バキュームカーにより、し尿処理を行う。

〔※〕倒壊家屋、焼失家屋等の汲取り式便槽のし尿については、早急にし尿処理を行う。

・仮設トイレ等を設置した後は、設置場所の一覧を作成し、計画的に収集運搬及び処理を行う。

・仮設トイレの設置数が不足する場合、被災によりし尿収集運搬・処理が独自で行えない場合は、支援協定団体等に支援要請する。

・仮設トイレの設置委託そのものは、災害廃棄物処理事業費補助金では対象外だが、収集運搬と処分は対象となることに留意する。

【仮設トイレ管理に係る各班の役割】

必要基数の判断と調達	環境班、水道班
維持管理（消耗品補充、清掃、ルール周知）	設置場所の管理者、環境班
収集運搬の手配	環境班

イ　生活ごみ及び避難所ごみの収集運搬

・生活ごみ及び避難所ごみは、発災後、市業務継続計画に定める時期までに収集運搬及び処理を開始する。

・避難所ごみは、一時的な保管場所の確保、発生量の推計をした上で収集運搬を行う。

〔※〕避難所ごみ発生量の推計方法は、資料編に記載

・多量の災害廃棄物の発生により平常時の収集運搬体制では収集できない場合、被災により市一般廃棄物処理施設等において処分ができない場合は、県、他市町村、廃棄物処理業者に支援要請を行う。

・必要に応じて生活ごみ及び避難所ごみの収集日及び分別方法を住民に周知する。

〔※〕広報手法は、別に定める。

・収集した生活ごみ及び避難所ごみは、災害廃棄物処理補助金の対象外であることから、仮置場に搬入せず、処理施設に運搬する。

(9) 片付けごみ等の収集方法の検討

・片付けごみ等の災害廃棄物は発災翌日から排出されることもあることから、初動段階において、災害廃棄物発生量推計から当該ごみが多量に発生し、仮置場の開設が必要と考えられるときには、仮置場の設置及び管理体制並びに排出ルールの検討を進める。

・被災地域において、市民が自然発生的に片付けごみ等を集積した場合は、適宜巡回して状況を把握し、計画的な収集を検討するほか、継続的に集積しないよう排出ルールの広報を行う。

(10) 仮置場の設置

ア　仮置場の確保

・仮置場の設置は、仮置場候補地リストを活用し、必要面積の推計値及び選定要件を勘案の上、候補地を数件ピックアップするとともに、開設した場合のレイアウトを作成し、災害対策本部の決定を経て仮置場を選定する。

〔※〕仮置場候補地リスト及び必要面積推計方法は、資料編に記載

・仮置場は、災害発生後、数日以内に開設する。

・仮置場が不足すると考えられる場合には、県、他市町村に支援要請を行う。

・仮置場の周辺住民に、仮置場の必要性と、設置後は生活環境に配慮した管理運営を行う旨を説明し、承諾を得る。

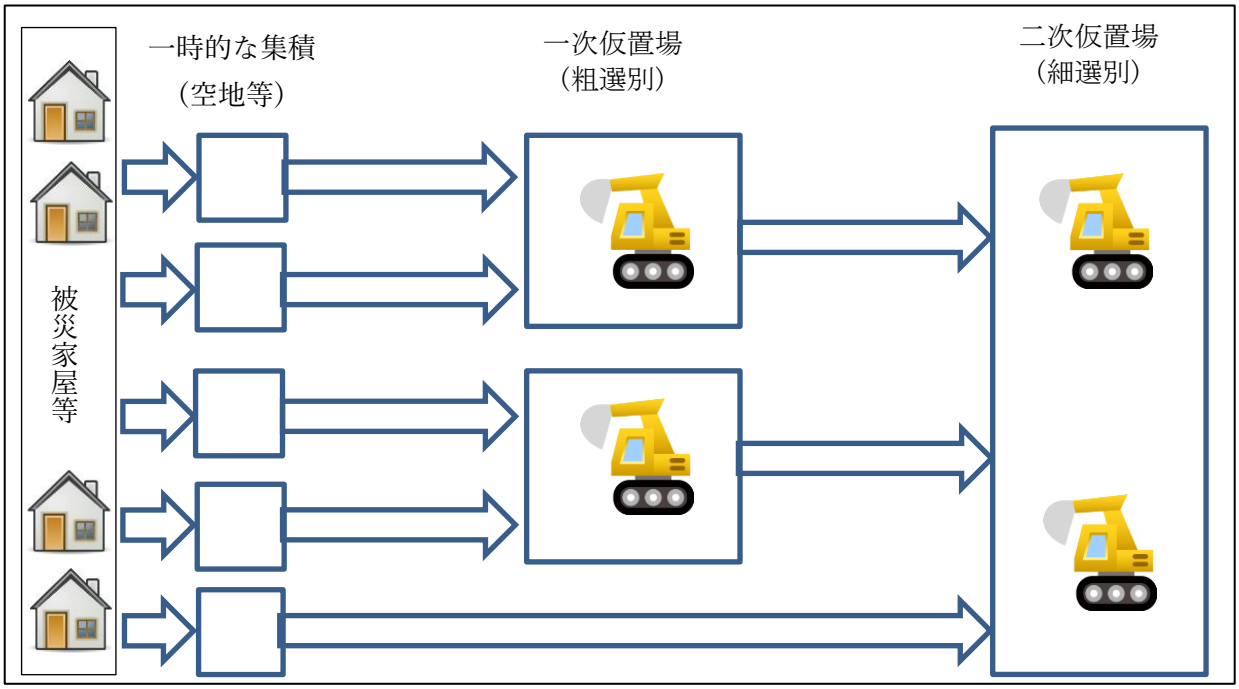

〔仮置場の使用イメージ〕

イ　資機材・人員の確保

・仮置場で使用する資機材（廃棄物の下に敷くシート、分別区分を示す看板、粗選別のための重機など）を確保する。

〔※〕資機材リストは、別に定める。

・現場管理（搬入受付、場内誘導、分別指導、積み降ろし補助等）を行う人員は、職員が処理対策の調整業務に注力する必要があるため、民間事業者等の活用を基本とする。

〔※〕仮置場管理マニュアルは、別に定める。

ウ　仮置場の管理

・廃棄物の混合状態が増加すると、その後の処理で多くの手間と費用が生じることから、現場において適正分別・排出の案内をする。

・仮置場では、火災予防、便乗ごみ排出防止、土壌汚染対策などの安全対策及び適正排出を図るほか、搬入・搬出量、処分量などの量的管理に努め、進捗管理を行う。

〔※〕仮置場管理マニュアルは、別に定める。

・仮置場への災害廃棄物の搬入は、市民自ら行うことを基本とする。

(11) 住民・ボランティアへの周知

災害廃棄物の回収方法決定後は、不法投棄防止と分別排出徹底のため、速やかに、生活ごみ、片付けごみ等の排出方法、仮置場設置、搬入時間等に関して、効果的な広報を行う。

〔※〕広報手法は、別に定める。

3　応急段階（数日～数週間後）

(1) 業務の継続的な実施体制の確保

災害応急対応は短期間に膨大な業務が発生し、長期間にわたる対応も想定されることから、職員のメンタルケア・ストレス回避策を講じる。

(2) 発生量・処理可能量の推計

発災後における災害廃棄物処理実行計画の作成及び緊急時の処理体制の整備のため、被害状況を踏まえ災害廃棄物の発生量・処理可能量の推計を行う。

〔※〕災害廃棄物発生量等の推計方法は資料編に掲載

(3) 災害廃棄物処理実行計画の作成

・災害廃棄物処理を計画的に進めるため、環境省が災害廃棄物処理指針策定した場合はこれを基本とした上で、地域の実情に配慮した災害廃棄物処理実行計画を作成する。

・実行計画は、処理の基本方針、発生量、処理体制、処理スケジュール、処理フロー等を定めるほか、処理実施状況を踏まえて実効性が確保されるよう適宜見直しを行う。

・災害廃棄物処理事業は、生活環境の保全上、発災年度を含め２年度以内に処理を完了することを基本としつつ、被災状況等を考慮して設定し、実行計画を作成する。

(4) 処理フロー

処理フローは、処理方針、発生量・処理可能量、廃棄物処理施設の被害状況を勘案して作成する。

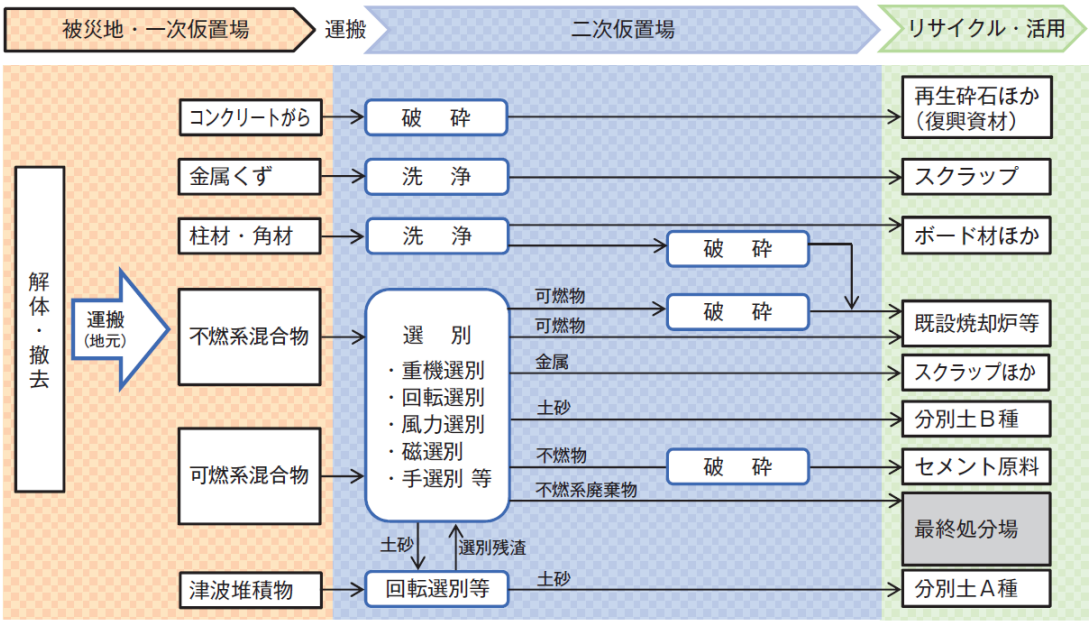

（参考：東日本大震災津波により発生した災害廃棄物の岩手県における処理の記録Ｐ83）

(5) 分別・処理・再資源化

・今後の処理や再資源化を考慮し、可能な限り分別を行うとともに、分別・処理・再資源化の実施に当たっては、廃棄物の種類毎の性状や特徴、種々の課題に応じた適切な方法を選択する。

・被災自動車、太陽光発電パネル、蓄電池、腐敗性廃棄物、石綿等の危険物・有害廃棄物、適正処理困難物などについては、廃棄物の種類に応じて、安全性に配慮した保管、早期の処分を行うほか、災害廃棄物対策指針等を参考に適切な処理を行う。

(6) 仮置場の管理運営

ア　環境対策、モニタリング、火災対策

〔環境モニタリング〕

地域住民の生活環境への影響を防止するために、仮置場内及び近傍において可能な範囲で大気質、騒音・振動、土壌、臭気、水質等の環境モニタリングを行い、被災後の状況を確認し、市民等に情報の提供を行う。

〔悪臭及び害虫発生の防止〕

腐敗性廃棄物を優先的に処理し、消石灰等を散布するなど害虫の発生を防止する。

〔火災対策〕

仮置場では、災害廃棄物内部での蓄熱により、火災が発生する場合があることから、積み

上げ高さの制限、散水の実施、堆積物の切り返しによる放熱、放熱管の設置など火災防止の措置を実施する。また、万一火災が発生した場合には、現場作業員及び消防本部と連携して迅速な消火活動を行うとともに、二次被害の発生を防止するための措置も併せて実施する。

(7) 損壊家屋等の解体・撤去

〔災害廃棄物の撤去、建物の解体・撤去〕

・通行上支障がある災害廃棄物を撤去し、倒壊の危険性のある建物を優先的に解体・撤去する。

・思い出の品及び貴重品の回収、保管、運営及び返却を行う。

・太陽光発電設備の撤去に当たっては、日照時は発電により感電の恐れがあるため、取扱いに注意する。

〔※〕思い出の品・貴重品の取扱いは、別に定める。

〔石綿対策〕

・石綿含有建材の使用状況を確認し、その情報を関係者へ周知し、他の廃棄物への混入を防ぐ。

・石綿の含有が懸念される建築物及び建築物以外の構造物は、解体前に専門業者により分析調査等を行い、石綿の使用が確認された場合、大気汚染防止法及び石綿障害予防規則等に基づき、関係機関と調整し、必要な手続きを行った上で、石綿の除去作業を実施する。

・除去された石綿については、直接処分場に埋め立てるなど適切に処分する。

(8) 最終処分

再資源化や焼却ができない災害廃棄物及び焼却処理によって発生する焼却灰は、市最終処分場に埋め立てることを基本とする。

４　復旧段階（数週間～数か月後）

⑴ 災害廃棄物処理実行計画の見直し

発災直後以降に新たに判明した課題、被害状況等をもとに、処理見込み量、処理スケジュール、処理フローなど実行計画に係る所要の見直しを行う。

⑵ 中間処理方法の見直し

設定した処理期間内での処理ができないなど処理に時間がかかると判断した場合は、県等を通じた広域処理や、仮設による破砕・焼却処理を行うための仮置場の設置を検討する。

⑶ 災害廃棄物処理事業の進捗管理

・仮置場への搬入・搬出量、解体家屋数、処分量などの量的管理に努め、進捗管理につなげる。
・被害状況に応じた災害廃棄物処理事業を実施する。
・災害廃棄物処理費用について、適切な価格であるか確認を行う。

Ⅵ　その他

1　職員への教育訓練（平常時に実施）

・本マニュアルは、災害時に有効に活用されるよう記載内容について職員へ周知するとともに、随時見直す。

・災害時の対応や被災市町村への派遣などを目的に、災害廃棄物処理の実務経験者や専門的な処理技術に関する知識・経験を有する者をリストアップし、継続的に更新する。

・事業者団体やリストアップされた実務経験者以外も対象として、定期的に講習会、研修会等に関する情報発信を行い、能力維持に努める。

2　国庫補助金の活用

国補助金の活用を前提として、災害直後に迅速に収集運搬、処分等が必要な場合であっても、業者選定、契約単価その他の根拠を明確にし、適切な入札や参考見積による契約が必要となることから、平時において「災害関係業務事務処理マニュアル（自治体事務担当者用）（平成 26 年 6 月環境省）」を十分に理解するとともに、「市町村向け災害廃棄物処理行政事務の手引き（平成29 年 3 月環境省東北地方環境事務所）」により具体的な契約事務などの対応を想定し、準備を行う。

(1) 災害等廃棄物処理事業費補助金（災害廃棄物の処理）

一定レベル以上の災害により、それに起因した廃棄物が発生し、生活環境の保全上特に必要とされる廃棄物等の処理にかかる事業費（諸経費等を除く）が 40 万円以上となる場合、災害等廃棄物処理事業費補助金（補助率 1/2）を活用する。

(2) 廃棄物処理施設災害復旧費補助金（廃棄物処理施設の復旧）

一定レベル以上の災害により、一般廃棄物処理施設や市町村設置型浄化槽等に一定以上の被害があった場合、廃棄物処理施設災害復旧費補助金（補助率 1/2）を活用する。

資料編

1　市地域防災計画（災害廃棄物処理関係部分抜粋）

第２０節　廃棄物処理・障害物除去計画

第１　基本方針

1　災害によって一時的に発生する大量の廃棄物及び災害後に被災地域から恒常的に発生する廃棄物を、迅速かつ円滑に処理し、被災地における環境衛生の確保を図る。

2　ごみ処理施設、し尿処理施設等が損壊した場合における処理について、他の自治体等との連携による、広域的な処理体制の確立及び廃棄物処理業者団体等との連携を図る。

3　被災住民の日常生活に直接障害となっている障害物又は災害廃棄物（以下、本節中「障害物」という。）及び道路、河川等の利用の障害となっている障害物を、迅速かつ円滑に除去し、被災者の保護、交通の確保等を図る。

第２　実施機関（責任者）

1　廃棄物処理

○　本部（実施機関）における担当部、班は次のとおりとする。

部	班	担　当　業　務
環境整備部	環　境　班	廃棄物の処理及び清掃全般

2　障害物除去

○　本部（実施機関）における担当部、班は次のとおりとする。

部	班	担　当　業　務
環境整備部	土　木　班	1　被災者の日常生活に直接障害となっている障害物の除去 2　緊急輸送の確保及び災害の拡大防止の障害となっている障害物の除去

実施機関

陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく障害物の除去

第３　実施要領

1　廃棄物処理

(1) 処理方法

○　市本部長は、被災地域における建築物の倒壊等による廃棄物及び一般生活による排出物等の種類（大きさ、可燃性、腐敗性等）及び排出量を把握する。

○　市本部長は、災害廃棄物対策指針及び岩手県災害廃棄物対応方針を踏まえ、あらかじめ、廃棄物の種類ごとに収集順位、集積場所、収集運搬方法、処理方法、最終処分地等

を定める。

○　廃棄物の収集は、次の施設を優先して行う。

ア　医療施設	イ　社会福祉施設	ウ　避難所

○　市本部長は、関係機関と連携を図り、次により、廃棄物処理を行う。

区　　分	処　　理　　内　　容
第１次対策	ア　一般家庭から排出される生活ごみ、破損家財ごみ、火災ごみ等の生活衛生上、速やかに処理を必要とするごみについて処理を行う。 イ　最終処分場等での大量処分が困難である場合においては、臨時ごみ集積所を確保の上、ごみ収集が可能になった時点から収集する。
第２次対策	臨時ごみ集積所に搬入されたごみについては、第１次対策が終了後、最終処分地等へ搬入する。
第３次対策	ア　倒壊建築物等の解体工事及びこれに伴う廃棄物の運搬は、原則として当該建築物の所有者が行う。 イ　搬入された倒壊家屋等の廃棄物については、第２次対策終了後、関係機関の協力を得て、速やかに処理を行う。

○　市本部長は、災害廃棄物処理に当たっては、可能な限り再生利用及び減量化するよう努める。

○　事業者は、事業系一般廃棄物、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物について、自己処理し、又は他の廃棄物処理業者に委託して処理する。

○　事業者は、自己処理又は委託処理が困難なときは、市本部長に報告し、処理方法について指示を受ける。

(2) 廃棄物収集運搬用資機材の確保

○　市本部長は、あらかじめ、地域内の廃棄物処理業者と応援協定を締結するなど、ごみ収集車、大型ダンプ車、大型ブルドーザー、トラクタショベル、バックホー等の廃棄物収集運搬用資機材の確保を図る。

○　市本部長は、自らの廃棄物処理施設が被災し、又は処理能力を上回ったこと等により、廃棄物処理ができない場合においては、近隣市町村の廃棄物処理施設にその処理を依頼する。

○　市本部長は、必要な廃棄物収集運搬用資機材を調達できない場合は、次の事項を明示し、花巻地方支部福祉環境班長を通じて、県本部長に、応援を要請する。

区　　分	明　　示　　事　　項
廃棄物収集運搬用資機材の調達、あっせん要請	資機材の種類、数量、送付先、調達希望日時、その他参考事項
廃棄物収集運搬用員のあっせん要請	人員、期間、場所、その他参考事項

○　市本部長は、市内だけでは、必要な廃棄物収集運搬用資機材を調達できない場合は、第９節「相互応援協力計画」に定めるところにより、県本部長に対し、廃棄物収集運搬用資機材等の調達又はあっせんを要請する。

(3) 臨時ごみ集積所の確保

○　市本部長は、最終処分地への搬入が困難な廃棄物を一時的に集積するため、衛生環境に支障のない公有地等を利用して、臨時ごみ集積所を確保するものとし、あらかじめ、所有者、管理者等と調整する。

○　市の臨時ごみ集積所（障害物等）は、下記の場所とする。

名　　称	場　　所	所有者等	備　　考
旧と殺場	綾織町新里30地割19番地	遠野市長	面積　2,581㎡
一　本　杉	宮守町上宮守18地割15番地２	〃	面積　2,029㎡

(4) 臨時ごみ集積所等の衛生保持

○　市本部長は、必要に応じて薬剤散布などの消毒を実施し、廃棄物の臨時ごみ集積所及び最終処分地の清潔保持に努める。

○　消毒方法については、第19節「防疫計画」に定めるところによるものとし、防疫班と連携して行う。

(5) 住民等への協力要請

○　市本部長は、必要と認めるときは、被災住民、自主防災組織等の住民団体及びボランティア組織に対して、廃棄物の運搬等について協力を求める。

２　し尿処理

(1) 処理方法

○　市本部長は、被災地域における建築物の倒壊及びライフラインの損壊により、し尿処理が困難であり、これを放置することにより環境衛生上著しく支障を生じるおそれがある世帯数等を把握する。

○　市本部長は、災害廃棄物対策指針及び岩手県災害廃棄物対応方針を踏まえ、あらかじめ、し尿及び浄化槽汚泥について、処理順位、収集運搬方法、処理方法、処分地等を定める。

○　し尿処理は、次の施設を優先して行う。

また、倒壊家屋、焼失家屋等の汲取り式便槽のし尿については、早急にし尿処理を行う。

ア　医療施設	イ　社会福祉施設	ウ　避難所

○　市本部長は、被災地域における環境衛生の確保を図るため、関係機関との連携を図り、次により、し尿処理を行う。

区　　分	し　尿　処　理　の　方　式
医療施設、福祉施設 避難所	ア　施設内のトイレが使用不可能の場合は、仮設トイレ又は簡易トイレを設置する。 イ　便槽等に薬剤散布し、消毒を行う。 ウ　バキュームカーにより、し尿処理を行う。
地　　区	ア　住宅での生活確保と地域の衛生環境を維持するため、公園等に臨時貯留場所又は共同の便槽付きの仮設トイレを設置する。 イ　便槽等に薬剤散布し、消毒を行う。 ウ　バキュームカーにより、し尿処理を行う。
一　般　家　庭	ア　水道給水管の損壊等により水洗トイレの使用が不可能になった場合は、溜置きした風呂おけ等の水を利用する。 イ　地区内に設置された仮設トイレを利用する。 ウ　便槽等に薬剤散布し、消毒を行う。 エ　バキュームカーにより、し尿処理を行う。
事　　業　　所	ア　仮設トイレ又は簡易トイレを設置する。 イ　便槽等に薬剤散布し、消毒を行う。 ウ　バキュームカーにより、し尿処理を行う。

(2) し尿処理用資機材の確保

○　市本部長は、あらかじめ、地域内のし尿処理業者、リース業者等と応援協定を締結するなど、仮設トイレ、簡易トイレ、バキュームカー等のし尿処理用資機材の確保を図る。

○　市本部長は、自らのし尿処理施設が被災し、又は処理能力を上回ったこと等により、し尿処理ができない場合においては、近隣市町村のし尿処理施設にその処理を依頼する。

○　市本部長は、必要なし尿処理用資機材を調達できない場合は、次の事項を明示し、花巻地方支部福祉環境班長を通じて、県本部長に応援を要請する。

区　　分	明　示　事　項
し尿処理用資機材の調達及びあっせん要請	資機材の種類、数量、送付先、調達希望日時、その他参考事項
し尿処理要員のあっせん要請	人員、期間、場所、その他参考事項

３　障害物除去

(1) 処理方法

○　市本部長及び道路、河川等の管理者（以下、本節中「道路等の管理者」という。）は、所属職員等による「障害物除去班」を編成し、所属の障害物除去用資機材を活用して

障害物を除去する。

○　障害物の除去は、次の障害物を優先して除去する。

ア　災害応急対策の実施の障害となっている緊急輸送道路及び輸送拠点施設等にある障害物

イ　被災地住民の日常生活の直接の障害となっている障害物

ウ　放置することにより災害を拡大するおそれのある障害物

○　市本部長及び道路等の管理者は、次により障害物を処理する。

ア　住居関係障害物の除去

○　市本部長は、「障害物除去対象者名簿」を作成し、障害物を除去する。

○　災害救助法が適用された場合における障害物の除去に係る対象、費用の限度額、期間等は、第13節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。なお、災害救助法が適用されない場合においても、災害対策基本法第62条の規定に基づき、災害救助法の適用時に準じて、障害物の除去を行う。

イ　道路関係障害物の除去

○　市本部長及び道路管理者は、その所管する道路上の障害物の状況をパトロール等により把握し、相互に連絡を行い、協力して障害物を除去する。

○　市本部長及び道路管理者は、道路上の障害物の状況を、第４節「情報の収集・伝達計画」に定めるところにより、県本部長に報告する。

ウ　河川関係障害物の除去

○　河川管理者は、河川の機能を確保するため、関係機関と協力し、土砂、流出油等の障害物を除去する。

(2) 障害物除去用資機材の確保

○　市本部長及び道路等の管理者は、自ら保有する障害物除去用資機材について適正に配置、保管するとともに、あらかじめ、関係業者・団体と応援協定を締結するなど、障害物除去用資機材の確保を図る。

(3) 応援の要請

○　市本部長は、障害物の除去ができない場合は、次の事項を明示して、近隣市町村長、又は、花巻地方支部保健福祉班長若しくは花巻地方支部遠野土木センター班を通じて県本部長に、応援を要請する。

ア　障害物除去に必要な職種及び人員	エ　障害物除去地域、区間
イ　障害物除去用資機材の種類・数量	オ　その他参考事項
ウ　応援を要する期間	

○　道路等の管理者は、障害物の除去ができない場合は、次の事項を明示して、相互に、あるいは、市本部長又は県本部長に対して、応援を要請する。

ア　障害物除去に必要な職種及び人員	エ　障害物除去地域、区間
イ　障害物除去用資機材の種類・数量	オ　その他参考事項
ウ　応援を要する期間	

(4) 障害物の臨時集積場所の確保

○　市本部長及び道路等の管理者は、あらかじめ、除去した障害物を集積する場所を選定する。

○　臨時集積場所は、おおむね、次の事項に配慮して、選定する。

ア　障害物の搬入に便利で、地域住民の衛生及び日常生活に影響の少ない公有地を選定する。

イ　公有地を選定できないときは、アに準じて私有地を選定し、あらかじめ所有者との調整を行う。

○　市本部長は、災害発生後、臨時集積場所を確保できないときは、災害対策基本法第64条第１項及び同法施行令第24条の規定により、他人の土地を、一時使用する。

(5) 除去後の障害物の処理

○　市本部長等は、土砂、がれきについては、汚水の浸透した土砂等の消毒を行い、次の場所に集積する。

ア　臨時集積場所

イ　住民の日常生活又は農林水産業その他の生産活動に支障がない場所

ウ　埋立予定地

○　市本部長等は、所有者が所有権を放棄し、又は所有者不明の竹木、家具、家財等の可燃物で、加工、修理しても使用できないと認められるものについては、集積場所等で焼却処理を行う。

○　加工、修理を加えることにより、使用可能な工作物又は物件を除去した場合においては、次の措置を講ずる。

措　置　者	措　　置　　内　　容
市 本 部 長	災害対策基本法第64条第２項から第６項及び同施行令第25条から27条の定めるところにより、保管その他の措置を講ずる。

（廃棄物処理・障害物除去計画　資料編３－20）

4　災害救助法を適用した場合の障害物の除去

○　災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度、期間等は、第12節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

2　応援協定内容

協定名	締結日	締結団体	協定内容
災害時における応急対策業務に関する協定	H19.1.10	一般社団法人岩手県建設業協会遠野支部	市が所管する公共土木施設等の応急対策業務等の実施に関し、被災情報の収集及び連絡、障害物除去用等の重機・資材等の調達、応急復旧工事の実施に係る協定
一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定書	H24.3.1	県内市町村、一部事務組合及び広域連合	ごみ・し尿の収集運搬業務及び処理業務に関し、施設での処理協力、収集車両・機材・仮設トイレ等の調達、職員派遣について、県内市町村と一部事務組合等で締結した相互応援協定
災害時における廃棄物の処理等に関する協定書	H29.10.24	県産業資源循環協会中部支部	災害廃棄物（がれき（木くず、コンクリート塊、金属くず、廃プラスチック等。解体によるものを除く。）並びに一時的に大量に発生する生活ごみ及び粗大ごみ）の撤去、収集及び運搬、処理についての支援協定

災害時における応急対策業務に関する協定（抜粋）

３－９－１１　災害時における応急対策業務に関する協定

（趣旨）

第１条　この協定は、遠野市地域防災計画に基づき、遠野市内において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、遠野市（以下「市」という。）が社団法人岩手県建設業協会遠野支部（以下「支部」という。）に対し、市が所管する公共土木施設等の応急対策業務等の実施について、協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

（対象となる災害）

第２条　この協定の対象となる災害は、地震、大雨その他自然現象及び大規模な事故等によるもので、市が協力を要請する必要があると認めた場合の災害とする。

（協力業務の内容）

第３条　この協定に基づく協力業務の内容は、次のとおりとする。

(1) 被災情報の収集及び連絡

(2) 障害物除去用等の重機･資機材等の調達

(3) 応急復旧工事の実施

（協力費用の負担）

第４条　災害発生時において、第３条第２号及び第３号に掲げる協力業務の実施に要した費用は、市が負担することとする。

（連絡窓口）

第５条　この協定業務に関する市の連絡窓口は、地域整備部建設課とする。

（協議）

第６条　この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、市と支部が協議して定めるものとする。

（協定期間）

第７条　この協定の期間は、３年間とする。ただし、相手方の一方が協定の解除を申し出ない限り更新するものとする。

２　前項の規定にかかわらず協定当初の期間は、平成21年３月31日までとする。

（適用）

第８条　この協定は、平成19年 1月10日から適用する。

この協定を証するため、本協定書２通を作成し、市及び支部が記名押印の上各１通を保有する。

平成19年１月10日

一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定書（抜粋）

一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定書

（趣旨）

第１条 この協定は，平成８年10月７日に締結された「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」を踏まえ，岩手県内において地震，津波等による大規模災害が発生し，岩手県内の市町村，一部事務組合及び広域連合（以下「市町村等」という。）が実施する一般廃棄物処理業務を独自では適正に遂行できない場合において，岩手県内の市町村等の間の相互応援が迅速かつ円滑に行われるために必要な事項について定めるものとする。

（協定市町村等）

第２条 この協定は，災害時のごみ及びし尿処理業務に関し，市町村等の相互間において締結するものとする。

（相互応援の範囲）

第３条 この協定における相互応援は，災害の発生に起因して，ごみ又はし尿の収集・運搬に支障が生じたとき，一般廃棄物処理施設の損傷によりごみ又はし尿処理が不能となったとき，あるいは当該処理施設の処理能力を著しく超えるごみ又はし尿が発生したとき等で，応援を要請する市町村等（以下「要請市町村等」という。）と要請市町村等からの要請を受け応援を実施する市町村等（以下「応援市町村等」という。）の合意が整ったときに限るものとする。

（応援調整市町村）

第４条 市町村等は，要請市町村等及び応援市町村等の間の連絡調整等を行う市町村（以下「応援調整市町村」という。）を，地域ごとに定めるものとする。

２　前項に規定する応援調整市町村は，別表第１のとおりとする。

（応援要請等）

第５条 要請市町村等は，次に掲げる事実を明らかにして，応援調整市町村に対し，応援の要請を行うものとする。

(1) 被害の種類及び状況

(2) 必要とする業務の内容及び処理量の見込み

(3) 必要とする車両等の種類，規格及び台数

(4) 応援職員等の職種別人員

(5) 応援場所及び応援場所までの経路

(6) 応援を要する期間

(7) 連絡責任者

(8) その他必要事項

２ 前項に規定する応援の要請は電話等により行い，後に，速やかに文書で行うものとする。

３ 応援調整市町村は，前項の要請を受けた場合，他の市町村等と十分連絡をとり，各市町村等が実施する応援内容等の調整を図るものとする。
４ 応援調整市町村は，この協定に基づく相互応援を効果的に実施できるよう，必要に応じ県に調整等を要請するものとする。

（応援の責務）
第６条 応援の要請を受けた市町村等は，自らの業務に支障がない限り応援を行うものとする。
２ 応援の要請を受けた市町村等は，前条の応援の要請に応ずることができない場合は，その旨を速やかに応援調整市町村に通知するものとする。

（応援費用の負担等）
第７条 応援市町村等が応援に要した費用は，原則として要請市町村等の負担とし，支払い方法等については，要請市町村等と応援市町村等の間で協議の上，決定するものとする。
２ 要請市町村等は，前項の費用を支弁するいとまがない場合は，応援市町村等に当該費用の一時繰替支弁を求めることができるものとする。

（連絡担当課）
第８条 市町村等は，相互応援に関する連絡担当課を定め，災害が発生したときは，速やかに相互に連絡するものとする。

（情報等の交換）
第９条 市町村等は，この協定に基づく相互応援が円滑に行われるよう，必要に応じて，情報及び資料を相互に交換するものとする。

（市町村等の組織変更に伴う措置）
第10条 この協定を締結した市町村等が市町村合併等により新たな市町村等を構成する場合には，新たに構成する市町村等はこの協定を承継したものとする。

（他の協定との関係）
第11条 この協定は，市町村等が災害対策基本法第67条の規定等により締結した他の協定に基づく応援等を妨げるものではない。

（その他）
第12条 この協定に定めるもののほか，特に必要がある場合は，その都度市町村等が協議して定めるものとする。

第13条 この協定は，平成24年3月1日から効力を生ずるものとする。

この協定を証するため，本協定書50通を作成し，市町村等がそれぞれ記名押印の上，各１通を保有する。

平成24年3月1日

別表第1（第4条関係）

応援調整市町村

地域名	構成市町村等	応援調整市町村	
		正	副
二戸	二戸市、軽米町、九戸村、一戸町 二戸地区広域行政事務組合	盛岡市	久慈市
久慈	久慈市、洋野町、普代村、野田村 久慈広域連合	二戸市	盛岡市
盛岡	盛岡市、八幡平市、雫石町、葛巻町、岩手町 滝沢村、紫波町、矢巾町 岩手・玉山環境組合、盛岡・紫波地区環境施設組合 雫石・滝沢環境組合、盛岡地区衛生処理組合 盛岡北部行政事務組合、紫波、稗貫衛生処理組合	北上市	宮古市
宮古	宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村 宮古地区広域行政組合	盛岡市	花巻市
岩手中部	花巻市、北上市、西和賀町 岩手中部広域行政組合、北上地区広域行政組合	一関市	釜石市
胆江	奥州市、金ヶ崎町 奥州金ヶ崎行政事務組合	花巻市	大船渡市
釜石	遠野市、釜石市、大槌町 釜石大槌地区行政事務組合	遠野市	奥州市
両磐	一関市、平泉町 一関地区広域行政組合	奥州市	陸前高田市
気仙	大船渡市、陸前高田市、住田町 大船渡地区環境衛生組合、岩手沿岸南部広域環境組合 気仙広域連合	一関市	奥州市

災害時における廃棄物の処理等に関する協定書（抜粋）

災害時における廃棄物の処理等に関する協定

遠野市（以下「市」という。）と一般社団法人岩手県産業廃棄物協会中部支部（以下「協会支部」という。）とは、地震又は水害等の大規模災害が発生したとき（以下「災害時」という。）における廃棄物の処理等に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、遠野市内において、災害時に生じた廃棄物の処理について、市が協会支部に協力を要請するに当たって、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において「災害廃棄物」とは、災害時において、建物の損壊等によって発生するがれき（木くず、コンクリート塊、金属くず、廃プラスチック等。ただし、解体によるものを除く。）並びに一時的に大量に発生する生活ごみ及び粗大ごみの廃棄物をいう。

（協力内容）

第３条　協会支部は、災害時に市から次の各号に定める事項（以下「災害廃棄物の処理等」という。）について要請があった場合、必要な要員、車両、資材及び機材等の調達に関し、可能な範囲で協力するものとする。

(1)　災害廃棄物の撤去

(2)　災害廃棄物の収集及び運搬

(3)　災害廃棄物の処理

(4)　前３号の実施に関し必要な事項

（協力方法）

第４条　市は、協会支部に対し協力を要請するときは、文書により要請するものとする。ただし、緊急で文書により難い場合は、口頭で要請した後、速やかに文書で要請するものとする。

２　協会支部は、前項の要請を受けたときは、災害廃棄物の処理等に関し協力が可能な協会員の状況等（以下「協会員の状況等」という。）について、市に対して連絡するものとする。

３　市は、第１項の要請を行ったときは、災害廃棄物の処理等が円滑に実施されるよう、協会支部に対し市内の被災、復旧の状況等必要な情報を提供するものとする。

（廃棄物処理の実施）

第５条　災害廃棄物の処理等の実施については、市と協会員とが個別に協議することとする。

（費用の負担）

第６条　市の要請により協会支部が、災害廃棄物の処理等を実施した場合に要する費用は、市が負担するものとする。

（状況等の情報提供）

第７条　協会支部は、協会員の状況等の情報について、毎年１回市に提供するものとする。

２　前項の規定に関わらず、市は必要に応じて、協会員の状況等の情報について協会支部に提供を求めることができる。

３　協会支部は、災害廃棄物の処理等が円滑に実施できるよう、実施体制及び情報の収集伝達体制等の整備に努めるものとする。

（連絡窓口）

第８条　この協定の業務に関する連絡窓口は、市においては環境整備部環境課、協会支部においては協会支部事務局とする。

（有効期間）

第９条　この協定は、締結の日から効力が発生するものとし、市又は協会支部のいずれかから文書による申出がない限り継続する。

（協議）

第10条　この協定に定めるもののほか必要な事項については、市及び協会支部が協議して定める。

この協定を証するため本書２通を作成し、当事者記名押印して、それぞれその１通を保有するものとする。

平成29年10月24日

災害時における応急対策業務に関する協定（抜粋）

３－９－１１　災害時における応急対策業務に関する協定

（趣旨）

第１条　この協定は、遠野市地域防災計画に基づき、遠野市内において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、遠野市（以下「市」という。）が社団法人岩手県建設業協会遠野支部（以下「支部」という。）に対し、市が所管する公共土木施設等の応急対策業務等の実施について、協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

（対象となる災害）

第２条　この協定の対象となる災害は、地震、大雨その他自然現象及び大規模な事故等によるもので、市が協力を要請する必要があると認めた場合の災害とする。

（協力業務の内容）

第３条　この協定に基づく協力業務の内容は、次のとおりとする。

(1) 被災情報の収集及び連絡

(2) 障害物除去用等の重機･資機材等の調達

(3) 応急復旧工事の実施

（協力費用の負担）

第４条　災害発生時において、第３条第２号及び第３号に掲げる協力業務の実施に要した費用は、市が負担することとする。

（連絡窓口）

第５条　この協定業務に関する市の連絡窓口は、地域整備部建設課とする。

（協議）

第６条　この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、市と支部が協議して定めるものとする。

（協定期間）

第７条　この協定の期間は、３年間とする。ただし、相手方の一方が協定の解除を申し出ない限り更新するものとする。

２　前項の規定にかかわらず協定当初の期間は、平成21年３月31日までとする。

（適用）

第８条　この協定は、平成19年 1月10日から適用する。

この協定を証するため、本協定書２通を作成し、市及び支部が記名押印の上各１通を保有する。

平成19年１月10日

3-1　遠野市風水害タイムライン（事前防災行動計画）

時間	事象	気象情報等			遠野市の対応						住民等への周知事項・住民等の行動
		気象台	河川（県土木	助言	市本部	避難情報	班別行動計画				
							CD	班名	【班名】・所掌事務	活動内容	
3日前	雨が降り始める	台風の進路予測（上陸の可能性あり）			市防災会議招集 災害対策本部設置		12001	環境班	被災地の清掃に関すること。	施設管理者（国・県・市）及び公衆衛生組合長（行政区長）への連絡体制確認	
							12002	環境班	廃棄物の処理に関すること。	広域処理“もえるごみ”中継運搬に関し、岩手中部広域行政組合との連絡体制確認	
							12004	環境班	衛生施設等の被害調査に関すること。	斎場、八幡墓園、清養園CC、遠野中継センターの燃料補充 遠野中継センターに被災に備えるよう通知 清養園CC浸水に備え、土のう準備（業者委託）	
							12005	環境班	流出油対策に関すること。	連絡体制確認	
1日前		警報級の可能性（上陸が確実）					12002	環境班	廃棄物の処理に関すること。	ごみ収集等の通常業務継続について検討、変更の場合は、岩手中部広域行政組合（TEL）、業者（ごみ収集４社）、し尿収集（３社（TEL））、市民等に周知	住民はごみ収集日の変更に対応
							12004	環境班	衛生施設等の被害調査に関すること。	管理施設（清養園CC、斎場、八幡墓園）の被災時連絡体制確認 清養園CC施設に土のうを設置 清養園CC事務室、保養センターの事務機器、書類等は床上１ｍ以上に移動	清養園CCの再生利用施設、し尿処理施設、遠野中継センターに土のうを設置
6時間前	大雨となる	大雨・洪水警報（土砂災害、浸水害）	氾濫注意水位（警戒水位）	土木→FAX/TEL	災害対策本部運営	避難勧告	12002	環境班	廃棄物の処理に関すること。	ごみ収集業務順延	住民はごみ収集日の変更に対応
							12004	環境班	衛生施設等の被害調査に関すること。	清養園CC、遠野中継センターを休業 担当職員は施設を看視	
3時間前	大雨が一層激しくなる	大雨・洪水警報（土砂災害、浸水害）	避難判断水位（特別警戒水位）	土木→市長TEL 土木→FAX/TEL	災害対策本部運営	避難指示（緊急）	12001	環境班	被災地の清掃に関すること。	情報収集、対象事案覚知、本部報告	
							12002	環境班	廃棄物の処理に関すること。	情報収集、対象事案覚知、本部報告	
							12003	環境班	遺体の収容、処理及び埋火葬に関すること。	情報収集、対象事案覚知、本部報告	
							12004	環境班	衛生施設等の被害調査に関すること。	情報収集、対象事案覚知、本部報告	
							12005	環境班	流出油対策に関すること。	情報収集、対象事案覚知、本部及び北上川水系水質汚濁対策協議会報告	
0時間	広い範囲で数十年に一度の大雨	大雨特別警報（土砂災害、浸水害）	氾濫危険水位（特別警戒水位）	気象台→市長TEL 土木→FAX/TEL	災害対策本部運営	避難指示（緊急）	12001	環境班	被災地の清掃に関すること。	情報収集、対象事案覚知、本部報告	
							12002	環境班	廃棄物の処理に関すること。	情報収集、対象事案覚知、本部報告	
							12003	環境班	遺体の収容、処理及び埋火葬に関すること。	情報収集、対象事案覚知、本部報告	
							12004	環境班	衛生施設等の被害調査に関すること。	情報収集 清養園CCが浸水し、職員避難開始	職員は避難
							12005	環境班	流出油対策に関すること。	情報収集→対象事案覚知→本部、及び北上川水系水質汚濁対策協議会報告	

3-2　遠野市短時間タイムライン（集中豪雨事前防災行動計画）

時間	事象	気象情報等			遠野市の対応						住民等への周知事項・住民等の行動
		気象台	河川（県土木	助言	市本部	避難情報	班別行動計画				
							CD	班名	【班名】・所掌事務	活動内容	
約一日前程度		大雨に関する気象情報			通常警戒		12001	環境班	被災地の清掃に関すること。	・公衆衛生組合長（行政区長）への連絡体制確認	
							12002	環境班	廃棄物の処理に関すること。	・広域処理“もえるごみ”中継運搬に関し、岩手中部広域行政組合と調整（発着地、中継運搬経路の情報収集） ・家庭ごみ収集業務継続是非について協議するとともに、委託３社との連絡体制を確認	
							12004	環境班	衛生施設等の被害調査に関すること。	・斎場、八幡墓園、清養園CC、遠野中継センターの燃料補充 ・清養園CC浸水に備え、土のう準備（業者委託） ・遠野中継センターに被災に備えるよう通知	
							12005	環境班	流出油対策に関すること。	・連絡体制確認	
半日～数時間前	大雨が始まる	大雨注意報、洪水注意報（警報に切り替える可能性に言及）、大雨に関する気象情報			通常警戒		12002	環境班	廃棄物の処理に関すること。	・家庭ごみ収集業務中止を決定し、委託業者３社に連絡。 ・遠野市許可業者（ごみ４社、し尿等３社）に廃棄物処理施設（中継センター、再生利用施設、し尿処理施設）の閉鎖時間を通知。 ・収集運搬業務受託３社に、当日業務終了時間報告を求める。 ・岩手中部広域行政組合に中継運搬の一時停止を連絡。	・各地区センターを通じ、公衆衛生組合長（行政区長）に、ごみ収集業務変更に係る連絡 ・遠野テレビで、ごみ収集業務の変更を市民に通知。 ・遠野テレビで、廃棄物受入一時中止を通知。
							12004	環境班	衛生施設等の被害調査に関すること。	・中継センター、再生利用施設、し尿処理施設閉鎖。 ・土のう設置 ・保養センター事務室は、機器・書類等を床上１ｍ以上に移動。 ・担当職員は施設を看視。	
数時間前から２時間程度前	雨が強さを増す	大雨警報（土砂災害・浸水害）、洪水警報	水防団待機水位 ↓ 氾濫注意水位 ↓ 避難判断水位		災害警戒本部運営 ↓ 災害対策本部運営	避難準備・高齢者等避難開始	12004	環境班	衛生施設等の被害調査に関すること。	・担当職員は施設を看視。	
							12004	環境班	衛生施設等の被害調査に関すること。	・斎場の運営継続について協議 → 市民安全確保のため施設の休止を決定し、組合を通じて対象の市民に連絡。	・火葬の変更について、組合（市内葬儀社）を通じて連絡。
	大雨が一層激しくなる	土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報	氾濫危険水位	土木→市長TEL 土木→FAX/TEL 気象台担当者→担当者TEL	災害対策本部運営	避難勧告 ↓ 避難指示（緊急）	1011	本部総務班	気象予報・警報等の収集及び伝達に関すること。	危険度を色分けした時系列で警報注意報を確認 現地情報の確認とあわせて危険度分布や流域雨量指数の予測値を頻繁に確認 気象台に問合せ	
							12001	環境班	被災地の清掃に関すること。	情報収集、対象事案覚知、本部報告	
							12002	環境班	廃棄物の処理に関すること。	情報収集、対象事案覚知、本部報告	
							12003	環境班	遺体の収容、処理及び埋火葬に関すること。	情報収集、対象事案覚知、本部報告	
							12004	環境班	衛生施設等の被害調査に関すること。	情報収集 清養園ＣＣ職員（業務受託職員含む）は、避難経路の安全を確認しながら避難（本庁舎へ）	
							12005	環境班	流出油対策に関すること。	情報収集、対象事案覚知、本部報告	
０時間	広い範囲で数十年に一度の大雨	大雨特別警報（土砂災害・浸水害）	ピーク水位到達⇒氾濫発生	気象台長→市長TEL 土木→FAX/TEL	災害対策本部運営	避難指示（緊急）	12001	環境班	被災地の清掃に関すること。	情報収集、対象事案覚知、本部報告	
							12002	環境班	廃棄物の処理に関すること。	情報収集、対象事案覚知、本部報告	
							12003	環境班	遺体の収容、処理及び埋火葬に関すること。	情報収集、対象事案覚知、本部報告	
							12004	環境班	衛生施設等の被害調査に関すること。	情報収集、対象事案覚知、本部報告	
							12005	環境班	流出油対策に関すること。	情報収集、対象事案覚知、本部報告	

4　推計方法

仮設トイレの必要基数

―――仮設トイレ必要人数―――　　平均排出量　収集間隔（日）仮設トイレ容量

避難者数　　●上水道支障者数

（　　＋　　）× 1.7 ×　　÷

＝　仮設トイレの必要基数

予備計算

●上水道支障者数の半分＝

水洗化人口　　避難者数　　水洗化人口　　総人口　　上水道被害率

　　－　　×（　　÷　　）×　　× 1/2

し尿収集必要量の推計

★災害時における

し尿収集必要人数※　　平均排出量（L／人・日）　　し尿収集必要量（L／日）

　　× 1.7 ＝

※「災害時におけるし尿収集必要人数」の対象は以下のとおり。

・避難者数

・上水道支障者数（避難者を除く）の半分

　⇒　｛水洗化人口－避難者数×（水洗化人口／総人口）｝×上水道の被害率×1/2

・汲取者数（避難者を除く）

　⇒　汲取人口－避難者数×（汲取人口／総人口）

予備計算

★災害時におけるし尿収集必要人数＝

避難者数　　●上水道支障者数の半分　▲汲取者数

　　＋　　＋

▲汲取者数＝

汲取人口　　避難者数　　汲取人口　　総人口

　　－　　×（　　÷　　）

避難所ごみ発生量

避難者数（人）　　発生原単位（g／人・日）※　　避難所ごみの発生量（g／日）

　　×　　＝

※発生原単位・・・収集実績に基づき設定する。
（例：１人１日あたりの生活系ごみ収集量の実績値）

〜〜〜

〜〜〜

水害、津波被害に伴う災害廃棄物発生量

建物被害別に災害廃棄物発生量を推計（それぞれ計算）

建物被害棟数　発生原単位※（ｔ／棟）　発生量（ｔ）

□ × □ ＝ □

※発生原単位（水害、津波）

全壊：１１７ｔ／棟　半壊：２３ｔ／棟　床上浸水：４．６ｔ／世帯　床下浸水：０．６２ｔ／世帯

全壊　半壊　床上浸水　床下浸水　発生量（全体）

□ ＋ □ ＋ □ ＋ □ ＝ □

種類別の発生量を推計（それぞれ計算）

発生量（全体）　種類別割合※　種類別発生量

□ × □ ＝ □

※種類別割合（水害、津波）

可燃物：１８％　不燃物：１８％　コンクリートがら：５２％　金　属：６．６％　柱角材：５．４％

発生量(全体)　可燃物(18%)　不燃物(18%)　コンがら(52%)　金属(6.6%)　柱角材(5.4%)

□ ＝ □ ＋ □ ＋ □ ＋ □ ＋ □

地震被害に伴う災害廃棄物発生量

建物被害別に災害廃棄物発生量を推計（それぞれ計算）

建物被害棟数　発生原単位※（ｔ／棟）　発生量（ｔ）

□ × □ ＝ □

※発生原単位（地震）

全壊：１６１ｔ／棟　半壊：３２ｔ／棟

全壊　半壊　発生量（全体）

□ ＋ □ ＝ □

種類別の発生量を推計（それぞれ計算）

発生量（全体）　種類別割合※　種類別発生量

□ × □ ＝ □

※種類別割合（水害、津波）

可燃物：８％　不燃物：２８％　コンクリートがら：５８％　金　属：３％　柱角材：３％

発生量(全体)　可燃物(８%)　不燃物(28%)　コンがら(58%)　金属(３%)　柱角材(３%)

□ ＝ □ ＋ □ ＋ □ ＋ □ ＋ □

〜〜〜

〜〜

仮置場の必要面積の算定

必要面積（㎡）　発生量（ｔ）　見かけ比重※　積み上げ高さ　作業スペース加算※

［　　　］＝［　　　］×［　　　］÷　５ｍ　×　２倍

※見かけ比重（ｔ／㎥）
可燃物：０．４　　不燃物：１．１

※作業スペース加算
廃棄物容量から算定される面積に、同等の作業スペース（車両走行、分別等作業）を加算する。

〜〜

5　仮置場候補地リスト（案）

候補地	位置
綾織カントリーパーク	遠野市綾織町下綾織且の鼻 26
旧小友中学校グラウンド	遠野市小友町 16-129
旧土淵中学校グラウンド	遠野市土淵町土淵 4-21-6
遠野運動公園駐車場	遠野市青笹町糠前 10
旧上郷中学校グラウンド	遠野市上郷町板沢 11-6-4
文化交流施設駐車場	遠野市宮守町下宮守 32-133-1
銀河の森総合運動公園	遠野市宮守町下宮守 25

〔備考〕災害状況に応じ、本候補地を他の用途で使用する場合（自衛隊野営場所など）、適地としての要件に該当しない場合等の際は、別に国有地、県有地又は民有地を借り上げて仮置場に選定するときがある。